

## 函館市学校給食あり方検討会議設置要綱

(設置)

第1条 学校給食における地場産物の活用，安全・安心の確保，食育の推進その他必要な事項について，あり方を検討するため，函館市学校給食あり方検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(組織)

第2条 検討会議は，次の各号に掲げるもののうちから選出された委員をもって組織する。

- (1) 市立小学校長
- (2) 市立中学校長
- (3) 市立学校の栄養教諭
- (4) 函館市PTA連合会を代表する者
- (5) 函館保育協会を代表する者または市立幼稚園園長
- (6) 学識経験者
- (7) 市内生産者団体を代表する者
- (8) 市場関係者を代表する者
- (9) 公募による者

(任期)

第3条 委員の任期は，平成26年3月31日までとする。ただし，委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。

(委員長および副委員長)

第4条 検討会議に委員長および副委員長を置く。

- 2 委員長は，委員の互選により定め，副委員長は委員長が指名する。
- 3 委員長は，検討会議を代表し，会務を総理する。
- 4 副委員長は，委員長を補佐し，委員長に事故があるときは，その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討会議は，委員長が招集する。

- 2 委員長は必要があると認めたときは，検討会議に関係者の出席を求め，意見を聞くことができる。

(事務局)

第6条 検討会議の庶務は，学校教育部保健給食課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか，検討会議の運営に関し必要な事項は，委員長が検討会議に諮り定める。

附 則

この要綱は，平成25年7月11日から施行する。